

平成 23 年 11 月 4 日

宮城県公報第 2304 号別冊

変更に係る区画漁業権の免許の内容たる べき事項等

宮城県公報第 1962 号別冊（定置漁業権及び区画漁業権の免許の内容たるべき事項等）に記載されているものうち、公示番号が区第 2529 号，区第 2532 号，区第 2622 号から区第 2624 号まで，区第 2629 号から区第 2633 号まで，区第 2648 号，区第 2651 号，区第 2660 号から区第 2662 号まで及び区第 3365 号に係るものを次のとおり変更した。

公示番号	漁業種別	漁業の名称	漁業の時期	免許の内容		区域	項目	制限又は条件	地元地区	存続期間
				漁場の位置	漁場					
区第2620号	第1種 区漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	漁場の位置	鮎川の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。(光透過距離3キロメートル以上)	石巻市鮎川浜	平成24年2月7日から平成25年8月31日まで
		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	鮎川の位置	鮎川の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。 (1)日や重下式養殖場に関して、異常発生時の果への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市十八成濱	
区第2622号	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市鮎川浜 地先	漁場の位置	鮎川の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市鮎川浜 立	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	鮎川の位置	鮎川の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市鮎川浜 立	
区第2623号	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市福貴浦 鹿先地先	漁場の位置	福貴浦の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市福貴浦 鹿先	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 鹿先地先	福貴浦の位置	福貴浦の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市福貴浦 鹿先	
区第2624号	種がき垂下式養殖業 わかめ養殖業	種がき垂下式養殖業	7月1日から9月30日まで	石巻市福貴浦 地先	漁場の位置	福貴浦の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市福貴浦 地先	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	福貴浦の位置	福貴浦の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市福貴浦 地先	
区第2620号	第1種 区漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	漁場の位置	鮎川の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市鮎川浜	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市鮎川浜 地先	鮎川の位置	鮎川の位置	漁場	漁場の位置に夜間識別可能な標識を設けなければならない。	石巻市鮎川浜	

